

昭和三十八年厚生省令第二十八号

老人福祉法施行規則

（老人居宅生活支援事業の開始の届出）

第一条の九 法第十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 事業の種類及び内容
- 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 届出者の登記事項証明書又は条例
- 職員の定数及び職務の内容
- 主な職員の氏名
- 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
- 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）
- 事業開始の予定年月日

（老人居宅生活支援事業の変更の届出）

第一条の十 法第十四条の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項とする。